

平成30年度

第2回目黒区総合教育会議

会議録

(平成31年1月22日開催)

平成30年度第2回目黒区総合教育会議会議録

1 開催年月日 平成31年1月22日

2 開催場所 教育委員会室

<p>3 出席者</p> <p>目黒区長 教育委員会教育長 教育委員会教育長職務代行者 教育委員会委員 教育委員会委員 教育委員会委員 企画経営部長 総務部長 文化・スポーツ部長 子育て支援部長 教育次長 危機管理室長 政策企画課長 広報課長 総務課長 人権政策課長 生活安全課長 文化・交流課長 スポーツ振興課長 オリンピック・パラリンピック推進課長 子育て支援課長 放課後子ども対策課長 子ども家庭課長 教育政策課長 学校統合推進課長 学校運営課長 学校施設計画課長 教育指導課長 統括指導主事 統括指導主事 教育支援課長 生涯学習課長 八雲中央図書館長</p>	<p>青木 英 二 尾崎 富 雄 後藤 藤 幸 子 中 山 ひとみ 櫻井 井 道 雄 笹尾 尾 敦 夫 荒牧 牧 広 志 関根 根 義 孝 竹内 内 聡 子 長崎 崎 隆 野口 口 晃 谷合 合 祐 之 中野 野 愉 界 酒井 井 圭 子 大野 野 容 一 香川 川 知 子 奥村 村 淳 濱下 下 正 樹 金元 元 伸 太郎 佐藤 藤 智 彦 篠崎 崎 省 三 渡邊 邊 一 高 雄 幹 夫 山野 野 井 司 和田 田 信 之 村上 上 隆 章 鹿戸 戸 健 太 田中 中 尾 浩 寺尾 尾 千 英 古館 館 秀 樹 酒井 井 和 宏 馬場 場 昭 増 田 武</p>
---	---

4 傍聴者 2名

5 議題

(1) 協議事項

生命等にかかわる重大事態発生時対応マニュアル【いじめ問題対策】(案)
の修正について

(2) 情報提供

平成31年度行財政運営基本方針について

(3) その他

6 会議の結果及び主要な発言

別紙のとおり。

(午前9時30分開会)

○区長 それでは、定刻になりましたので、平成30年度第2回の総合教育会議をただいまから開会いたします。

 本日、傍聴の申請がございました。本会議は原則公開ということでございますので、傍聴を許可したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(各委員同意)

○区長 どうぞ傍聴の方、中にお入りください。

○区長 それでは、会議に先立ちまして、私から若干発言をさせていただきます。

 この会議は今年初めてということでございますので、20日を過ぎておりますけども、明けましておめでとうでございます。また、旧年中は私どもの教育行政全般にわたりまして大変なお力添えいただいたことに、まず冒頭、区長としてお礼を申し上げたいと思います。

 また、笹尾敦夫委員におかれましては、平成26年から4年間、教育委員の重責を担っていただき任期満了とはなりましたけれども、昨年の第4回定例会で議会において任命同意をいただき、引き続き要職を担っていただくということになりましたので、また引き続きよろしくお願い申し上げます。

 この総合教育会議は、区長である私と教育委員の皆さんとが、このように一堂に会して、本区の教育行政の充実に向けて、認識、情報を共有するという場でございますので、どうぞ皆さんから忌憚のないご意見をよろしくお願い申し上げたいと思います。

 きょうは2つのテーマがございます。

 まず、一つは、生命等にかかわる重大事態発生時対応マニュアル【いじめ問題対策】(案)の修正ということでございます。

 昨年の12月17日に区立大鳥中学校でこのマニュアルを踏まえた実際の訓練を行いました。

 その結果を踏まえて、昨年6月26日の第1回当会議でお示しをしたマニュアルを、修正するというを議題にさせていただきます。

す。

もう一点は、安全・安心のまちづくりなどを重要課題に掲げている来年度の区政の方向性を定めた行財政運営基本方針を昨年9月に策定をさせていただきますので、それについてきょうは情報提供をさせていただきますことになっておりますので、先ほど申し上げたように、忌憚のないご意見をよろしくお願い申し上げたいと思います。

(議題(1) 生命等にかかわる重大事態発生時対応マニュアル【いじめ問題対策】(案)の修正について)

それでは、議事に入ります。

まず初めに、生命等にかかわる重大事態発生時対応マニュアル【いじめ問題対策】(案)の修正について、事務局から説明をお願いします。

○説明者 (資料により説明)

○区長 事務局からの説明を終わります。

それでは、ただいまの説明を踏まえて、ご意見、ご発言をいただければと思います。

○委員 このような重大事態発生時対応マニュアルを作成していただき、そして、それに対して訓練をしていただいたことで、課題の抽出が4点挙げられて、それを修正していただいたということは、非常によかったのではないかと思います。

ただ、前回の教育委員会定例会でも委員から話がありましたとおり、これは一つのパターンについてつくられているものですが、他にもさまざまな事案があると思うのです。例えば、現在、ワイドショーで取り上げられたり、報道されているように、仙台市内でありました、いじめを苦に親子心中をしたというケースなど、いろいろな事案があると思うので、さまざまな事案を想定して、また訓練をされ、できればそういったことで課題を抽出していただくのが、よいのかと思っております。

1点気になったところがありまして、25ページですけども、報道機関のところが一番やはり難しく、恐らく修正もたくさんなされたと思うのですけれども、ここに最初の記者会見は事件発

生の事実を把握してから数時間以内と書かれていますが、これは実際できるのかどうか。数時間以内と記載してしまっても大丈夫なのか、1点気になりました。

というのは、やはりこの数時間以内に事実を把握して、きちんとしたものが発表できるのか。前回の教育委員会で発言されていたんですけども、勢いで話してしまうようなこともあると思いますし、また逆に、「ただいま調査中です」とか、ただいま確認中です」と言うだけの報道もよく聞かれます。それでは、何のためにやっているのかと思うところもあるので、この文言をはっきり書いてしまってよいのか。非常によくできているんですけども、そこは1点思ったところです。

あと、このマニュアルではないんですけども、ここに至るまでに阻止できるのが一番よいわけで、その中で、今回、仙台市のお父様の記者会見なども聞いていて、学校側としては、話は聞いているけれども、「マニュアルに沿って対応します」という発言がありました。こういったマニュアルができ上がると、マニュアルという文言を発してしまいがちだと思うのですけれども、マニュアルという言葉自体の扱いも気をつけていただきたいと思います。

少し話はそれますが、いろいろな校長先生と話をしている、いじめのこととかも話をしている、学校は話を聞くということは、非常にやっていただいていると思っています。でも、それがいじめをされた側に通じていないというのは、その後のアクションがちょっと足りないのではないかと思います。話を聞く、「そうですよね」、「わかります」というところですけども、実際その後どうしたのかという、逐次報告をしたりとか、対応したことだけに対して報告をしているというところが、何となく気になっているところなので、学校として今後いじめが起きた際に、もちろん話は聞くと思うのですけれども、それに対して学校側はこういうことをやっています、こういったことの話をしましたということを、本当にまめに報告していただくことで、まず信頼関係を構築することが非常に大事になってくるのではないかと、今回、報道されている事案を聞いていて思いました。

ちょっとこのマニュアルから話はそれますが、今後そのあたりも教育指導課として、学校とどのように対応をしていくのかということを含めて、考えていただきたいというところ、以上2点です。

○説明者 まず、1点目、25ページに記載の数時間以内に記者会見を開催することが望ましいという記載についてのご意見でございますが、このマニュアルを作成する際に一番課題となったのが、やはり報道機関が学校に対してさまざまな取材をしてきたときにどのような対応をするかということでした。やはり学校及び教育委員会としては、積極的に対応していくという姿勢を見せることが必要だろう。ですので、現在調査中で、何がわかっているのか、どこまで伝えられるのか、こういったことを積極的に報道機関に公表することによって、まずは学校と教育委員会が情報を閉ざしているのではない、積極的に公表しながら対応しているという姿勢を示すことが大事だということになり、こういった記載になったということでございますので、この数時間以内ということが不可能な場合には、それはまた報道機関に対して、何時間後に行わせていただきたいということを伝えていきたいと思っております。これが1点目です。

それから、2点目ですけれども、ご指摘のように仙台市での報道があり、痛ましい事故があったというところで、こういった事故を目黒区では起こしてはいけないということを改めて所管課としても感じたところでございますが、やはり話を聞いて、保護者の悩みあるいは状況を聞く中で、しっかりと保護者に寄り添い、そしてご指摘のとおり、今どのような対応を学校がしているのかという、学校の動きを積極的にお伝えすることによって、学校も保護者とともにこの解決に当たっているという姿勢を見せ、信頼関係をつくっていくことは重要でございますので、そのために今、学校では基本方針を作成し、学校いじめ対策委員会というものを定期的にかけて、その中で議論していただいておりますので、改めてこの点については学校に対して周知徹底していきたいと思っております。

以上です。

○区長 続きまして、お願いいたします。

○委員 はい。本当にこれだけのマニュアルを短期間の間に作成されて、しかも訓練をしていただいた事務局の努力に敬意を表したいと思います。

もうほとんど先の委員が指摘されたご意見と私も同意見ですが、1点、マニュアルというのは、やはりあくまでも最低ラインのものだということを常に意識していただきたいことと、実際に起こ

るときは、絶対にマニュアルどおりのことは起こらないということです。いろいろな私たちの経験からしてもそうなのです。しかし、そういう最低限のことを積み重ねることによって、そこでの応用力というのが必ずできてくるはずなので、こういう訓練は非常に大事にしていかなくてはいけないものだと思います。

今回、最初のスタートとして、非常にシンプルなわかりやすいケースから始めましたが、この前の教育委員会定例会でも申し上げましたけれども、過去の事例を参考にいろいろなパターンをつくって、そこでそれに向けた対応をしていくということをやっていると思います。

今、記者会見の話が出ていましたけど、やはり記者会見というのは非常に大事で、今までのいろいろな過去の企業の不祥事とか、そういうものを見たときに、最初の記者会見の対応でほぼ印象づけられてしまう。本当とは違うけれども、やはり映像の力とそのときの映像から受ける雰囲気とか、そういうものが事実と違うところであっても、それがあたかも事実のように決定づけられてしまって、非常に怖いものなので、この記者会見の対応は本当に十分に準備をされて、取り組んでいただきたいと思います。

この対応訓練を見ると、午後3時と午後9時の2回、記者会見を開催されたという想定になっていますから、恐らく最初の記者会見と次の記者会見と、随分対応が違うのではないかと思います。やはり準備として、弁護士とか法律の専門家とか、そういう人の意見も十分に聞いて、先ほどのお答えのように、どこまでわかって、どこまで調査中なのかという、その辺のきちんとした線引きを、誠意のある対応で答えられるような、やはりパフォーマンスも非常に大事になってきますので、そういう点も普段から準備をされる、あるいは訓練をされるということが必要になるのではないかと思います。

しかし、災害訓練と違って、本当にある意味でつらい内容になりますから非常に心が凍るような気持ちで皆さん取り組まれたことと思います。しかし、そこは仕事としてやっていかなくてはいけないので、本当にこれまでのご努力に敬意を表しますが、ぜひ引き続き、先の委員も言ったように、まずはじめ自体が起きないような風通しのいい学校をつくっていくということに、全力を注いでいただきたいと思います。

以上です。

- 区長 ありがとうございます。
 それでは、お願いいたします。
- 委員 目黒区のいじめの件数、いじめへの対応というのは非常によい
 と思っています。マニュアルというのは何か起こったときの後追
 いなんです。ですから本当に最低の基準だと思っています。
 いわゆる差別とか区別というのは、それ以上になったら問題と
 いう、基準というか、ラインがどうしてもできるのですが、この
 ラインというのは、恐らく時代の背景によって上に行ったり下
 に行ったりするものだと思います。
 例としてよいのかどうかかわからないですけれども、例えばドイ
 ツは過去の経験から難民などの受け入れに非常に寛容だった。と
 ころが、メルケル首相が辞めることになって、その原因の一つに、
 ラインが非常に下がっているとか、今までアメリカでは、あれだ
 けの自由の国だったのが、メキシコとの間に塀をつくるだとか、
 そういうようなラインというものが非常に上下すると。
 ですから、大事なのは、そのラインを決めること以上に、なぜ
 必要なのか、なぜそういうことが起こるのかということを考える
 こと、考える力が非常に重要かと思えます。
 ですから、例えば、人を殺したら何でいけないのか、だって戦
 争では人を殺すじゃないか、そういうことへの対応が大事だと思
 います。言うなれば、いじめの一番根本のところは、学校におけ
 る教師の教師力というか、そういう力だと思うのです。それをど
 うやって磨いていくのか。マニュアルというのは最低のラインで
 あって、一番大切なところは、学校の先生がなぜいじめというの
 が起きたのかを根本的に考えることだと思います。
 今の方向性として、私はこの教育委員会へ入って、教育という
 のはこれからよくなると本当に感じていたのです。その中で一番
 大切なのは何かと思ったときには、やはりそれに対応し引っ張っ
 ていく教師の力だと思うのです。ですから、その教師の力をぜひ
 引き出せるような、そういうことを皆さんにさせていただきたいと
 思います。
 以上です。ありがとうございます。
- 区長 お願いいたします。
- 委員 どういう視点でこの問題を取り上げたらよいか、自分自身で過
 去の経験を踏まえて、思い直してみたのですけれども、自分の働
 いていたときの経験からいいますと、やはり初動対応、最初の動

き、これが何においてもいろんなことを縛ってしまうということを、実感しております。

そういう意味で、今回のいじめのこのマニュアルですけれども、先ほど来、各先生方がおっしゃっていますように、マニュアルというのはいわば最低ラインであると。ただしなのですが、私も、今回明確になった課題の中にあるような、最低ラインではあるけれども、例えば課題の4点あるうちの2番(2)にありますように、「情報を迅速に伝達・共有し」という、非常に簡易に書かれていることですが、この情報というのは、中身をどう捉えるか。迅速というのは、どれほどの速さを言うのか。伝達というのは、伝えるということからしますと、情報を発信する側の勝手な行動になりかねないのですけれども、それを共有するということがどういう意味を持つのかということ、今、地震の防災対策などがかなり議論されていますけれども、私自身も経験しました。

簡単に申し上げますと、防災の問題ですね。土木構造物で、阪神・淡路大震災が起こるまでに、壊れることを前提に設計するというようなことは、ほとんど行われてこなかった。それが阪神・淡路大震災以降でいろいろ考え方が見直されて、物は壊れるということで、いろいろな対応を考えていこうというような動きになってきて、当然のことながら、技術分野でも、そういった形でマニュアルの修正が行われました。

ことほどさように、やはりこういったいじめの問題、非常に難しい問題で、初動対応を誰にするのかということ、やはり当事者である加害児童、それからそれを受けてしまった児童、それからそばにいる先生方であると思うのですけれども、それぞれの初動対応のやり方が全部違うはずなのです。その違う動きに対して、マニュアルというもので1本に絞れないということは、もう皆さん当然のことながらおわかりになると思うのですけれども、それぞれやはり動き方を考えておかないと、大変ではないかというのが私の実感です。

そういう意味で、今後このマニュアルをよりいかにしていくためには、この明確になった課題の中の情報を迅速に伝達・共有すること、これをそれぞれがそれぞれの立場でやる内容が違うはずなので、これはやはりある程度整理できるように、もう少し簡単に補足説明なりをしてあげることが必要ではないかと思えます。

それが先ほどから出ております特にマスコミ関係、報道機関への対応の仕方の中にも出てくるのではないかと思います。発表する人が校長先生である場合、教育委員会の関係者がする場合、教育委員会の長である教育長なり、それから区長なりが発言する内容というのが、当然のことながらいろいろ違ってくることにも我々自身がやはり気づくような形に、このマニュアルを方向づけていく必要があるのではないかと思います。

それを具体的にどうするかということになりますと、やはり先ほど来言われています、いろいろな形を変えた訓練をぜひやっていただきたい。例えば、加害者側の説明の中に自分自身は被害者に対していじめているという認識がなくどうしてもエスカレートしていったというようなことがあったとも聞いております。

そうすると、こういった加害者の言い方と、それをいじめがあったなかったという形で色分けしてしまう先生方、あるいは報告を受けた校長先生の言い方、これはやはり差が出てくるわけで、そういったところも報告する時点では考えて、要は、加害者に一方的に押しつけるような形をとるだけではなく、それなりの努力はした結果という形の報告の仕方をする、私自身はこれがやはり大切ではないかという感じはします。

そういった方向でぜひ肉づけをしていただいで、より具体性のある、マニュアルというよりは、訓練の中身を多くの方々に共有していただく方向をぜひとっていただきたいという願望を申し上げたいと思います。

以上です。

○区長

ありがとうございました。

それでは教育長から。

○教育長

ただいま各4名の委員の皆さんからのご意見で、ほぼ言い尽くされているのかと思っているところであります。

まず、このたび生命等にかかわる重大事態発生時の対応マニュアル【いじめ問題対策】(案)を作成したということは、これは一つ大きな前進かと思っております。決してあつてはならないことではありますけれども、不測の事態に備えておくということで、そういう意味合いからも、このマニュアルというのは重要な資料の第一歩かと思っております。

また、机上訓練を先月行ったところでありますけれども、その机上訓練からも、今回の修正は、大きくいろいろなところで修正

をしてきているところでもありますけども、今後もさらにマニュアルの精度を高めていく上では、さまざまなケースを想定した訓練を積み重ねていくということが非常に重要かと思っております。特に、最悪の事態を想定した場合の対応が、このマニュアルで対応できるかどうかということについては、やはり各委員からも発言がありましたとおり、甚だ疑問点があるわけでもあります。

それから、根本的なところのお話では、各委員からも出ておりましたけども、今後さらに検討が必要なもの、あるいは現時点で欠けているものとしては、さきの教育委員会定例会でも発言をさせていただいたとおり、いじめの重大事態発生時における公表のあり方について、先ほど委員からもお話ありましたけれども、法曹界等、専門家の方を含めた上で議論し、あり方論をきちっとまとめておく必要があるのではないかと考えているところでもあります。

きょうは、委員からも発言がありましたけれども、テレビでは朝早く保護者とその保護者を応援する会の記者会見があり、教育長も記者会見に応じておりました。新聞報道でも、ありましたけれども、あの範囲内ではあまりよくわかりませんので軽々しく申し上げられませんが、いずれにしてもお互いの信頼関係というのは築かれていなかったことだけは、事実だと思っております。

また、公表の話に戻りますけども、いじめ事件に関連した公表のあり方をめぐっては、全国でさまざまな訴訟になっているケースがあります。例えば、東京高裁では、中学生自殺事件作文開示請求事件というのがありまして、これは一つ大きな先例になっております。また、全国的に見ますと、特定個人に関連した判例が多数あります。特段に配慮を要する場合には、当該個人の識別性や個人情報等について慎重に検討する必要があります。先ほどもありましたとおり、やはり教育委員会とか学校というのは、どうも隠ぺい体質があるような風評が流れておりますので、積極的に公表していくという姿勢は堅持しつつも、慎重な判断が必要かと思っております。

具体的に大きく3点ぐらいにまとめる必要があると考えておりますけれども、その第一は、公表の方法と仕方ですね。具体的には、先ほど各委員からもありましたとおり、公表する時期の問題、あるいは公表の手順をどのようにしていくのかというのは、やは

りあり方論の中できちんと基本的なところをまとめた上で、個々のケースは千差万別ですから、個々に個別に判断していくという方法をとらない限り、きちんとした的確な対応ができないのではないかと思います。

2点目は、公表に当たっての個人情報保護のあり方、あるいは児童・生徒に対する教育的配慮というものも必要になってまいります。この辺について、やはり基本理念としてどういう考え方を持っているのかというのは、きちんと整理しておく必要があるのではないかと思います。

この中でも、児童や教師等に個人情報をきちんと守るようということが、マニュアルの中に書かれておりますけれども、SNSがこれだけ発達した中において、今朝のテレビ報道あるいは新聞報道は、その当該人以外のところでかなりもう拡散しているはずなのです。そこはもうとめられない話なので、それだけに、記者会見等の対応は、やはりきちんとした理念のもとに対応していく必要があるのではないかと考えております。

3点目は、センシティブ情報の取り扱いについてでございますけれども、これは訴訟の中でもいろいろ出てまいりますけれども、思想信条とか宗教に関する取り扱いについて、あるいは社会的身分や病気歴・犯罪歴などについても、訴訟になっているケースがございます。こういったものも慎重に取り扱うといった、そういう基本的なあり方論です。

大きく今、3点申しましたけど、もっと細かいところではいろいろあろうかと思います。したがって、公表に際しましては、公表する意義をもう一度やはり基本理念としてまとめ、必要性を十分に踏まえながら、個人情報の公表の範囲等も考慮していく必要があるのではないかと考えております。

今、私が申し上げておりますのは、マニュアルのようなものではなくて、公表に当たっての基本的な考え方、基本的な理念という、そういうものをまとめておいて、決してあってはなりませんけれども、不測の事態が生じたときに、個々別々に対応の内容を判断していくということが、必要ではないかと考えているところであります。

雑駁でございますけど、以上でございます。

○区長

ありがとうございます。

私からも数点発言をしたいと思いますが、各委員と同じ内容で

すけれども、やはりマニュアルというのは最低限ということで、私の経験からすると、マニュアルがあるのは非常によいことなのですが、逆に言うと、マニュアルに縛られてしまって、マニュアルに載っていないことが出てきたときの対応というのが、まさに問われることになるのではないかと思います。そのためには、やはりいろいろな条件で日々、訓練をしていくということに尽きるのではないかと。いろいろな想定、それも全て想定はできないわけですが、訓練をしていくということが、一番の近道ではないかと感じています。

記者会見についてですが、私ども、前に一度か二度、模擬の記者会見をやりました。それ以後ずっとやっていないので、これはぜひやったほうがいいと思いますので、できるだけ早く、まさにこういった課題で一度やってみるということを検討してみたらよいかと思います。

それから、25ページに記者会見の開催というのが、あらかじめ教育指導課を通じて広報課に依頼し、記者会見の開催を報道機関に連絡するということですが、必ずしも記者会見だけではなくて、通常、取材に来ます。例えば、区長部局で起きたことは、これは一元化して広報課が窓口になりますが、独立した教育委員会をどのように整理するのか。

わかりやすく言うと、例えば私どもの区長部局ならば、新聞記者が来たときに広報課長が対応して、こうですという話をします。その仕切りはどういうふうになるのか。広報課でやるのか、独立しているのか、教育指導課長のほうで記者に対応するのか。

ただ、気をつけなければいけないのは、多分、新聞記者の人がどこまでそれを理解しているかわからないですけど、執行機関として教育委員会が独立しているというのは、一般的になかなかわからないので、なぜ広報課がわからなくて、他に回すのかということの、回す意味合いもきちんと言わないと、広報課に来て、よくわからないで回されたと書かれてもいけない。執行機関が違うので、そこはどうなのか。課題としてあるのかと思います。

取材は、一般的には広報課に来るので、その時教育指導課に行ってくださいと言うのか、非常に細かいことだけでも、それによって区の印象にすごく差が出てくるのではないかと。

○説明者

マニュアルの5ページのところを見ていただければと思いますが、ちょうど下から4つ目のところに、危機広報の検討とござい

ますように、内容的なものについては教育指導課でつくりますが、基本的に問い合わせ対応は教育政策課が行うことになっております。当然、広報のほうにも新聞記者が来るとお思いますので、対応は教育政策課のほうからするというような形で、連携をとるということをご想定しております。

以上です。

○区長 連携がしっかりしてなくて、新聞記者の人にはっきりしないという印象を与えるというのは、非常にまずいという感じがしていますので、連携をぜひよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、今、さまざまなマニュアル等も含めてご意見をいただきましたので、そういったことを含めて、マニュアルを決定したいと思いますので、どうぞよろしく願いします。

それでは、議題の1を終わります。

(議題(2) 平成31年度行財政運営基本方針について)

○区長 続けて、情報提供で、来年度の行財政運営基本方針について情報提供を受けます。

○説明者 (資料により説明)

○区長 現在、この方針を受けて、来年度の所信表明の作成と予算案の編成をしています。既に決定した内容ですので、何かおわかりにならない点があったら、ご質疑をお受けしたいと思います。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、情報提供を受けたということにさせていただきます。

(議題(3) その他)

○区長 次に、その他についてです。
事務局から何かありますでしょうか。

○説明者 ございません。

○区長 ないようですので、その他を終わります。

それでは、本日用意をさせていただきました議題については、全て議了いただきました。まことにありがとうございます。

これで第2回の日黒区総合教育会議を閉じさせていただきたい

と思います。

次回の会議の日程については、来年度になろうかと思います。
改めて事務局から文書をもってお知らせをいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

きょうは誠にありがとうございました。

(10時21分閉会)